

暫定税率廃止に伴う揮発油税戻入れ（移入）控除（還付）税額計算書の記載要領

● 挥発油税戻入れ（移入）控除（還付）税額計算書の記載要領

- ✓ 令和7年12月31日に暫定税率が廃止され、同日から適用税率が変更となります。

そのため、揮発油税戻入れ（移入）控除（還付）についても適用税率ごとに、控除（還付）税額の計算を行う必要があります。

◎ 本則税率が適用されている揮発油（手持品控除※の適用を受けた揮発油を含む）の戻入（移入）があった場合

本則税率により控除を行いますので、「戻入れ揮発油」、「移入揮発油」欄には、本則税率で計算した税額を記載（入力）してください。

◎ 暫定税率が適用されている揮発油（手持品控除※の適用を受けた揮発油を除く）の戻入れ（移入）があった場合

暫定税率により控除を行いますので、「戻入れ揮発油」、「移入揮発油」欄には、暫定税率で計算した税額を記載（入力）してください。

なお、その場合、「品名」欄に「（暫）」と記載（入力）してください。

【記載（入力）例：品名】

品名
（暫）レギュラーガソリン

参考：e-Tax入力可能文字数20文字（20文字超となる場合には品名を省略して入力してください。）

※手持品控除とは、施行日において、揮発油の製造場又は保税地域以外の場所で販売のために控除対象揮発油を所持する場合に、一定の手続きを行うことで、控除対象揮発油に係る暫定税率と本則税率との差額について、当該揮発油の製造者等が納付すべき税額から控除し、又は還付を受けることをいいます。

例示：
戻入揮発油2,000ℓ（本則税率適用分1,000ℓ、暫定税率適用分1,000ℓ）、控除数量なし
移入揮発油2,000ℓ（本則税率適用分1,000ℓ、暫定税率適用分1,000ℓ）、控除数量なし

令和〇〇年〇〇月分揮発油税戻入れ(移入)控除(還付)税額計算書					GL2013	
提出用		製造場の所在地 (〒〇〇〇-〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇〇〇-〇〇-〇〇 株式会社国税石油〇〇製油所	整理番号			
戻 入 ね れ 揮 発 油	品名	⑧ 戻入れ数量	⑩ 控除数量	⑪ 差引数量 (⑧ - ⑩)	⑫ 税額(⑪ × 税率)	
	レギュラーガソリン	1,000		1,000	28,700	
	(暫) レギュラーガソリン	1,000		1,000	53,800	
戻 入 ね れ 揮 発 油	戻入れ数量計	①	百十 千 百十 千 百十 万 千 百十 二 2000			
	控除数量計	②				
	差引数量計 (① - ②)	③	百十 千 百十 千 百十 万 千 百十 二 2000			
	税額計 (③ の合計)	④	百十 千 百十 千 百十 万 千 百十 二 82500			
移 入 ね れ 揮 発 油	品名	⑧ 移入数量	⑩ 控除数量	⑪ 差引数量 (⑧ - ⑩)	⑫ 税額(⑪ × 税率)	
	レギュラーガソリン	1,000		1,000	28,700	
	(暫) レギュラーガソリン	1,000		1,000	53,800	
移 入 ね れ 揮 発 油	移入数量計	⑤	百十 千 百十 千 百十 万 千 百十 二 2000			
	控除数量計	⑥				
	差引数量計 (⑤ - ⑥)	⑦	百十 千 百十 千 百十 万 千 百十 二 2000			
	税額計 (⑦ の合計)	⑧	百十 千 百十 千 百十 万 千 百十 二 82500			
税務署権限	申告年月 □□年□□月□□日	申告区分 □□□	区分 □□	参考事項		
[注意]	1 この計算書は、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書に添付してください。 2 「戻入れ揮発油」欄には、製造場に戻入れた揮発油で、揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除（還付）を受けようとするものについて記載してください。 3 「移入揮発油」欄には、製造場に移入して貯蔵出した揮発油で、揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除（還付）を受けようとするものについて記載してください。 4 「税務署権限欄」は、記載しないでください。					
						CC2-3301-3